有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設

設置等事業場名簿の開示を請求する場合の請求書記載方法について

- ・ここでは、広島県ホームページ「土壌汚染関連情報の問合せについて」*1に掲載している、事業場名簿の開示を請求する場合の請求書の記載方法について説明しています。
- 💥 1 URL: http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojo-jouhou.html
- ・記載例は2ページ目にありますので、参考にしてください。 (コピーして使用していただいても構いません。)
- ・手続き方法の詳細(提出先など)については、広島県ホームページの「情報公開制度について」**2をご覧ください。

申請書,届出書の開示を請求する場合の記載方法については、管轄の県厚生環境事務所・支所へお問い合わせください。(ただし、各事務所・支所の所管事務に限ります。)

【事業場名簿】

21-21-21		
種類	内容	
有害物質使用特定施設 (水濁法・瀬戸法) 設置 / 廃止 事業場名簿	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の届出・申請による有害物質使用特定施設を 設置している / 使用廃止した 事業場の名簿	
有害物質使用特定施設(県 条 例) 設置 / 廃止 事業場名簿	広島県生活環境の保全等に関する条例の届出による有害物質を使用する汚水等関係特定施設を 設置している / 使用廃止した 事業場の名簿	
有害物質貯蔵指定施設(水 濁 法) 設置 / 廃止 事業場名簿	水質汚濁防止法の届出による有害物質貯蔵指定施設を 設置している / 使用廃止した 事業場の名簿	

名簿には、事業場名、所在地、特定有害物質の種類、土壌汚染対策法第3条の規定に基づく調査の有無を掲載しています。

作成:広島県環境県民局環境保全課(平成29年12月)

様式第1号(第3条関係)

行政文書開示請求書

平成 年 月 日

広島県知事 様

請求者 住 所(法人等の団体にあっては事務所又は事業所の所在地) 〒 -

氏 名(法人等の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話() — —

広島県情報公開条例の規定に基づき、次のとおり行政文書の開示の請求をします。

公局宗情報公開宗例の規定に签づき、次のとわり11以文音の囲小の請求をしまり。		
	環境保全課が閲覧に供している次の名簿	
	(請求する名簿及び開示の方法の区分の□に✔ (チェック) を記入してください。)	
請求する行政文書 の件名又は内容	1 名簿を選択してください。	
	□ 有害物質使用特定施設(水濁法・瀬戸法)設置事業場名簿	
	□ 有害物質使用特定施設(水濁法・瀬戸法)廃止事業場名簿	
	□ 有害物質使用特定施設(県条例)設置事業場名簿	
	□ 有害物質使用特定施設(県条例)廃止事業場名簿	
「できるだけ具体的に記	□ 有害物質貯蔵指定施設(水濁法)設置事業場名簿	
し載してください。	□ 有害物質貯蔵指定施設(水濁法)廃止事業場名簿	
	2 地区を選択してください。	
	□ 西部厚生環境事務所管内(大竹市、廿日市市)	
	□ 西部厚生環境事務所広島支所管内(安芸高田市,安芸郡,山県郡)	
	□ 西部厚生環境事務所呉支所管内(江田島市)	
	□ 西部東厚生環境事務所管内(竹原市,東広島市,豊田郡)	
	□ 東部厚生環境事務所管内(三原市、尾道市、世羅郡)	
	□ 東部厚生環境事務所福山支所管内(府中市、神石郡)	
	□ 北部厚生環境事務所管内(三次市,庄原市)	
開示の方法の区分	□ 閲 覧	
	□ 写しの交付(□ 窓口 □ 郵送)	
備考		
vm ~7		

注 開示の方法については、御希望に添えない場合がありますので御了承ください。

<職員記載欄> この欄には、記載しないでください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。